

## 申し合わせ

### 【伊豆漁業協同組合】

### 共第6号共同漁業権漁場内でのワラサ釣り自粛

第6号共同漁業権は、伊豆漁業協同組合（下田、南伊豆）が共有免許されているものであり、当該海域は刺網・曳縄漁業者にとって重要な漁場であるとの認識にたち、地元遊漁船業者は、当該海域でのワラサ釣り（遊漁）を自粛する旨決定したことから、当該主旨をご理解のうえ、ご協力お願いします。

#### 記

1. 神子元島水端線より1,000mの線で囲まれた区域内は自粛する。
2. 共第6号共同漁業権内においても自粛する。
3. 当決定についてはワラサ釣り（遊漁）において適用される。
4. 当漁場秩序維持のため休業日の設定、操業時間等の課題は今後の協議に依る

漁場の位置 静岡県賀茂郡南伊豆町湊、手石、下田市田牛地先

漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、基点第48号、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

点の位置 基点第46号 下田市吉佐美、田牛界に設置した標識

基点第47号 下田市、賀茂郡南伊豆町界に設置した標識

基点第48号 石取根岡端に設置した標識

基点第49号 下田市神子元島灯台

基点第50号 賀茂郡南伊豆町高磯鼻に設置した標識

基点第51号 近藤根中央

イ、基点第46号から真方位136度00分の線と、トイ根中央から基点第48号を見通した線との交点

ロ、基点第49号から真方位129度00分700メートルの点

ハ、基点第49号から真方位219度00分600メートルの点

ニ、基点第51号から基点第49号を見通した線と基点50号から真方位145度30分の線との交点

ホ、基点第47号から基点第48号を見通した線上、1,600メートルの点

